

公立大学法人神戸市外国語大学旅費規程

2007年4月1日

規程第22号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市外国語大学就業規則（以下「就業規則」という。）第48条の規定に基づき、公立大学法人神戸市外国語大学（以下「本学」という。）における業務等のため旅行する職員等に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員等が業務のため一時その勤務場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が業務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員等がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。
- (3) 扶養親族 職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員等の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (4) 遺族 職員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員等が出張し、又は赴任した場合には当該職員等に対して旅費を支給する。

2 職員等が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員等が出張又は赴任のための旅行中に退職、解雇又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員等が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員等又は職員以外の者が本学の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本規程において同じ。）がその出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を変更（取消を含む）

以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で理事長が定めるものを旅費として支給することができる。

- 5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他理事長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で理事長が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令)

第4条 旅行は、理事長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

- 2 理事長は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 理事長は、旅行命令等を発し、又は変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、提示する時間がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は変更することができる。

- 4 理事長は、口頭により旅行命令等を発し、又は変更した場合には、速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、当該旅行者に提示しなければならない。

- 5 旅行命令書等の記載事項及び様式は、別に定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ理事長に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに理事長に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行又は航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の住所又は居所の移転について、支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。但し、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

- 2 前項但書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。
- 3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項但書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域)と認められる地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

（証人等の旅費）

第10条 第3条第3項の規定により支給する旅費は、他に特別の定がある場合を除く外、用務の内容、支給を受ける者の学識経験、社会的地位等を考慮して、職員等の出張の例に準じて計算した旅費とする。

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による場合においては下級の運賃
 - (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
 - (3) 急行料金を徴収する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金
 - (4) 理事長が特に必要があると認めた者が第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴収する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - (5) 座席指定料金を徴収する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。
- 4 第1項及び第2項に規定する運賃及び急行料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、理事長が定める運賃及び急行料金によることができる。
- (船賃)

第12条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には下級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (5) 理事長が特に必要があると認めた者が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴収するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - (6) 座席指定料金を徴収する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第1号、第2号又は第3号に規定する運賃、第4号に規定する寝台料金及び前号に規定する特別船室料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第14条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支給することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(日当)

第15条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず同項の定額の2分の1に相当する額による

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行又は航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第17条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第18条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には前項に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には前号に規定する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 理事長は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第19条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第20条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を住所又は居所から在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員等相当の鉄道賃又は船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第17条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧住所又は旧居所から新住所又は新居所までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 職員等が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

第21条 前3条に規定する旅費は、理事長の定める基準により、あらかじめ理事長が承認したものに限り支給することができる。

(日額旅費又は打切旅費)

第22条 第6条第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費又は打切旅費を旅費として支給することができる。

2 前項の規定により支給する日額旅費又は打切旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、理事長が別に定める。この場合において、その額は、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの規程で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第23条 在勤地内における旅行については、理事長が別に定めるところにより旅費の定額の範囲内で前条の規定による日額旅費又は打切旅費を支給し、又は旅費の定額を減じ若

しくは旅費の全部若しくは一部を支給しないことができる。

(退職者等の旅費)

第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、当該職員等が退職等となった日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費とする。

(遺族の旅費)

第25条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費の額は、当該職員等の死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費の額とする。

2 前項に規定する旅費の支給を受ける遺族の順位は、第2条第1項第4号に掲げる順序による。この場合において、同順位者があるときには、年長者を先にする。

(外国旅行の旅費)

第26条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行に対し支給する旅費については、その都度、理事長が定める。

(旅費の調整)

第27条 理事長はこの規程による旅費を支給するときは不当に旅行の実費をこえる旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 特別の事情により職員等がこの規程による旅費により旅行することが困難である場合、又は理事長が特別に認める場合には、旅費を増額することができる。

3 国又は他の地方公共団体その他から旅費の支給を受けるときは、この規程による旅費は支給しない。ただし、その旅費額がこの規程に定める旅費額より少ないときは、その差額を支給することができる。

(雑則)

第28条 この規程の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

別表第1 日当、宿泊料及び食卓料（第15、16、17及び19条関係）

級	区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
1級	理事長、副理事長、理事、非常勤理事、及び非常勤監事	2、600円	13、100円	2、600円
2級	7級の職務にある者及びこれに準ずる者	2、200円	11、400円	2、200円
3級	6級以下の職務にある者及びこれに準ずる者	1、900円	10、000円	1、900円

別表第2 移転料（第18条関係）

級	区分	鉄道50 キロメ ートル 未満	鉄道50 キロメ ートル 以上 100キ ロメー トル未 満	鉄道 100キ ロメー トル以 上300 キロメ ートル 未満	鉄道 300キ ロメー トル以 上500 キロメ ートル 未満	鉄道 500キ ロメー トル以 上1、 000キ ロメー トル未 満	鉄道1、 000キ ロメー トル以 上1、 500キ ロメー トル未 満	鉄道1、 500キ ロメー トル以 上2、 000キ ロメー トル未 満	鉄道2、 000キ ロメー トル以 上
1級	理事長、副理事長、理事、非常勤理事、及び非常勤監事	126、000円	144、000円	178、000円	220、000円	292、000円	306、000円	328、000円	381、000円
2級	7級の職務にある者及びこれに準ずる者	107、000円	123、000円	152、000円	187、000円	248、000円	261、000円	279、000円	324、000円

	る者								
3級	6級以下の職務にある者及びこれに準ずる者	93、000円	107、000円	132、000円	163、000円	216、000円	227、000円	243、000円	282、000円